

令和8年度分神奈川県学習者用コンピュータ等（ChromeOS）の共同調達に係る  
公募型プロポーザル募集要項

1 募集の内容

(1) 名称

令和8年度分神奈川県学習者用コンピュータ等（ChromeOS）の共同調達業務

(2) 目的

GIGAスクール構想において整備された学習者用1人1台端末は、学校現場において端末の活用が進み、効果が実感されつつある一方で、整備から約5年が経過し、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなど、今後、端末を計画的に更新する必要がある。

そこで、GIGAスクール構想第2期を迎えるにあたり、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現させ、利活用の一層の促進を図ることを目的とし、神奈川県及び県内市町村が参加する神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会（以下「協議会」という。）において、対象自治体の端末等の共同調達を実施する。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度分神奈川県学習者用コンピュータ等(ChromeOS)共同調達仕様書」のとおり

(4) 費用

国庫補助対象となる要件部分につき1台あたり、原則55,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以下であること。

(5) 契約

① 契約相手方

本業務に参加する自治体（リース予定自治体の場合は別途自治体が実施する賃貸借契約の受注者への物件販売事業者となる）

※自治体との契約の前に、協議会と協定書（別紙参照）を締結する予定としています。

② 協定書有効期間

協定締結日から令和9年3月31日（水）（予定）まで

2 応募要件

(1) 提案できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「660 情報処理用機器材」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- ③ 神奈川県及びすべての参加自治体が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ④ 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行しうる者であること。
- ⑤ 次の要件を満たすこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと。
  - ウ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含まないこと。
  - エ 神奈川県暴力団排除条例第 9 条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警本部に対して照会を行うことについて同意できること。
  - オ 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
  - カ 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
  - キ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
  - ク 事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑥ (3)の実績要件を満たしていること。

(2) 共同事業体での参加の場合における要件は次のとおりとする。

- ① すべての構成員が (1)①～⑤について満たすこと。また、すべての構成員が単独団体又は他の共同事業体の構成員として、本事業に重複して参加していないこと。
- ② 共同事業体の代表者となる者は、共同事業体構成員相互の関係を調整し、委託金の適正な執行、管理、報告書の作成等の事務管理能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。
- ③ 各構成員のいずれかが、(3)の実績要件を満たしていること。

(3) 実績要件は次のとおりとする。

過去 5 年間（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）において、地方公共団体が発注する教育機関における情報端末の調達業務の受注実績を有し、かつ、業務を完了していること。

※機器等の賃貸借契約（長期継続契約）を含む調達業務を実績とする場合における「業務が完了していること」とは、仕様書に基づく機器等の準備及び設定、納入（又は設置）が完了し、正常に利用開始することが出来る状態となった時点が令和7年3月までであること。

### 3 応募の手続等

#### (1) 実施スケジュール

手続等	日程
募集要項の公表	令和8年1月20日（火）～1月30日（金）
プロポーザル参加申込の受付	令和8年1月20日（火）～1月22日（木）17時まで
質問の受付	令和8年1月20日（火）～1月22日（木）17時まで
企画提案書の受付	令和8年1月29日（木）～1月30日（金）17時まで
審査会	令和8年2月12日（木）（予定）
審査結果の通知・公表	令和8年2月下旬（予定）

#### (2) プロポーザル参加申込の受付

##### ① 受付期間

令和8年1月20日（火）～同年同月22日（木）17時まで

##### ② 提出書類

ア 参加意思表明書（第1号様式）

イ 共同事業体委任状（別紙様式1）※

ウ 協定書（別紙様式2）※

エ 誓約書及び役員等氏名一覧表（別紙様式3）

※イ・ウは共同事業体として参加を希望する場合のみ

##### ③ 提出方法

持参または郵送（配達証明付き。受付期間内必着のこと。）

持参による受付時間：平日8時30分～17時まで（12時～13時を除く）

##### ④ 提出先

「9 関係書類の送付先・受付場所及び問合せ先」参照

#### (3) 質問の受付

##### ① 受付期間

令和8年1月20日（火）～同年同月22日（木）17時まで

##### ② 提出書類

質問書（第2号様式）

##### ③ 提出方法

企画提案書の作成に関する質問がある場合は、電子メールにて提出してください。電子メール以外での質問には回答いたしません。また、参加自治体に直接問合せや質問を行うことは禁止します。

④ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年1月28日（水）までに、参加意思表明書を提出した方全員（共同事業体の場合、代表事業者のみ）に電子メールにより送付します。

⑤ 提出先

「9 関係書類の送付先・受付場所及び問合せ先」参照

(4) 企画提案書の受付

① 受付期間

令和8年1月29日（木）～同年同月30日（金）17時まで

② 提出書類

- ア 企画提案書（第3号様式）8部
- イ 事業予算見積書（第4号様式）8部
- ウ 事業者調書（第5号様式）8部
- エ 事業者調書添付書類 8部
  - ・ 実績を確認できる資料（契約書の写し、事業実績報告書等）
  - ・ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納していないことを証明する書類（写しも可）

※各提出書類について、1部を正本、7部は複写としてください。また、紙資料での提出と併せてデータを電子メールで提出してください。

[特記事項]

- ・ 企画提案書類の提出後は、記載内容の変更は認めません。
- ・ 企画提案書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション審査等にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書類等は返却しません。
- ・ 虚偽の記載があった場合には、当該企画提案は選定後であっても無効とします。

③ 提出方法

ア 紙資料の提出

持参または郵送（配達証明付き。受付期間内必着のこと。）

持参による受付時間：平日の8時30分～17時まで（12時～13時を除く）

イ 電子データの提出

電子メールで提出してください。なお、容量超過により送付できない場合は、

その旨連絡してください。

④ 提出先

「9 関係書類の送付先・受付場所及び問合せ先」参照

4 企画提案書の作成

- ・【第3号様式】を元に作成してください。
- ・用紙の規格は、日本産業規格 A4 横型（一部資料として A3 折込は可。）とし、両面印刷で A4 換算 20枚・40ページ以内（見積書は含まない。）としてください。
- ・【第3号様式】に、記載項目を示していますので、その内容に準じて作成してください。  
スライドや文字の修飾等、レイアウトやデザインの変更は可能ですが、記載項目の順序を変更することは不可です。
- ・【第3号様式】に示す記載項目は次のとおりです。

記載項目	補足説明
1 本業務の実施方針・目標・ビジョン	
2 実施体制（構成及び要員配置）	
3 事業実績	
4 導入機器等	
5 設置・据え付け等	
6 その他追加提案	
7 プロジェクト全体スケジュール	
8 プロジェクト実施方針	
9 保証及び保守	
10 留意事項への対応	
11 見積に関する補足説明等	
12 その他	記載は任意です。

※項番及び項目名は変更しないでください。

5 提案内容の評価及び最優秀事業者の選定

(1) 審査・選考方法

- ・企画提案書等については、事務局による書類審査を実施します。書類審査により応募要件を満たさない提案事業者については、審査会に参加することはできません。なお、適正（厳正）な審査を行うため、審査会に参加できる提案事業者は、最大7社程度までとしますが、応募要件を満たす提案事業者が7社を超える場合においては、事務局により別表「評価基準表」に基づく事務局評価を実施し、審査会委員長の確認の上、審査会参加事業者を決定する場合があります。書類審査の結果及び審査会の案内は、令和8年2月4日（水）（予定）にメールにより通知します。

- ・審査会では、提出された企画提案書並びに審査会におけるプレゼンテーション及び質疑応答内容について、審査委員が審査し評価します。
- ・審査委員は、別表「評価基準表」に基づき評価を行います。審査項目ごとに審査委員の評価の平均点数を算出（小数第2位以下を四捨五入）し、その合計点数が最も高い者を最も優れた提案事業者（最優秀提案事業者）として選定します。また、最優秀事業者の次に点数が高い者を次点者とします。
- ・いずれかの審査項目において、審査会委員全員が0点と評価した場合は、選考から除外します。
- ・審査会委員全員が、別表「評価基準表」の「経済性の評価」以外の審査項目の合計点を70点未満とした場合は、選考から除外します。
- ・審査会委員全員の合計点が同点の場合は、見積額の低い事業者を選定します。

## (2) 審査会

### ① 開催日時・場所

日時：令和8年2月12日（木）（予定）

場所：県立総合教育センター（神奈川県藤沢市善行7-1-1）

307研修室（Zoomでの併用開催）

※後日、審査会参加者に開催日時・場所等を別途通知します。

### ② 所用時間（1提案者当たり）

プレゼンテーション：15分以内

審査委員からの質疑：15分程度

### ③ 注意事項

- ・審査会参加人数は、1提案者当たり6名までとします。共同事業体の場合においても1共同事業体当たり6名までとします。
- ・審査会当日に新たな説明資料を追加することはできません。説明は企画提案書を元に行ってください。
- ・指定の時間に遅れた場合は、評価の対象としません。
- ・対面での実施の場合、プロジェクターで資料を投影することが可能です。プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは準備していますので、持ち込みは不要です。
- ・オンラインで実施の場合は、指定の時間以外にはオンライン会議への入室はしないでください。

## 6 協定書の締結に向けた協議

- ・選定した最優秀事業者と協議会は協議を行います。
- ・協議にあたっては、仕様書及び企画提案書、審査会における質疑応答の内容について調

整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合があります。見積額に影響する内容の変更があった場合は、改めて見積書の提出を求めます。

- ・協議が合意した場合は、協議会と協定書（別紙参照）を締結する予定としており、その後に本業務の受託者として、協議結果とともに参加自治体に周知します。
- ・協議により合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

## 7 沿革

受託者は、参加自治体と契約（別途自治体が実施する賃貸借契約の受注者への物件販売）に向けて、協定書の締結後速やかに、協議結果を元にした作業内容等の調整を開始してください。ただし、参加自治体が当該年度において本業務に係る予算が成立していないなどの特別な事情がある場合は契約の締結若しくはリース自治体における入札ができない場合があります。

## 8 留意事項

- (1) 参加に係る一切の経費は参加者の負担とします。
- (2) 企画書提案書等の提出書類は返却しません。また、次点者の企画提案書及び審査会において質疑応答した内容については、令和8年2月27日（金）まで有効なものとして取り扱います。
- (3) 提出書類は選定以外の目的で使用しません。ただし、受託者となった提案者の企画提案書は、参加自治体に提供する場合があります。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルへの参加又は最優秀事業者としての決定を取り消します。
  - ・提出書類に虚偽の内容を記載したことが確認されたとき。
  - ・審査会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
  - ・事業者の決定後、経営状態の変化または著しく社会的信用を損なう行為等により、本業務の履行が困難であると協議会が判断したとき。

## 9 関係書類の送付先・受付場所及び問合せ先

神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会事務局

（神奈川県教育委員会 教育局支援部子ども教育支援課）

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（東庁舎9階）

電話：(045) 210-8223

電子メールアドレス：[fm4027.vtz@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:fm4027.vtz@pref.kanagawa.lg.jp)

※電子メールを送付した場合は必ず電話連絡をお願いします。

※電子メール送信の際は、件名の冒頭に「【神奈川県・Chrome<事業者名>】」と記し

た上で送信してください。

別表「評価基準表」

審査項目		主な観点	配点合計
提案者の評価	事業の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に有益な専門スキルを持つ要員を配置するなど、業務を確実に実施できる体制であるか。</li> <li>・自治体と円滑に連携できる体制であるか。</li> </ul>	10 20
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を履行する能力・実力を確認できる十分な実績を有しているか。</li> </ul>	10
事業内容の評価	仕様書別紙3「端末本体」及び「端末附属品等」に関する提案内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の要件を満たす構成で、漏れなく提案されているか。</li> <li>・提案価格内で納入可能な、より優れた構成で提案されているか。</li> </ul>	20 20
	「設置・据え付け」及び仕様書別紙1及び別紙2に関する提案内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学習活動や機器の管理運用等にとって、より魅力的な機器等が選定されているか。</li> </ul>	20
	仕様書別紙3「その他提案」に関する提案内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者等との連携や様々な情勢も考慮された実現可能な作業内容となっているか。</li> <li>・学校や教育委員会にとって負担の少ない作業計画となっているか。</li> </ul>	20
	その他仕様書要件（事業実施体制、メーカーによる保証及び保守、留意事項）に関する提案内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や学校現場の実態が考慮された具体的で有益で魅力的な追加提案となっているか。</li> <li>・プロジェクト計画書の重要性を理解するとともに、業務の実施方法等が適切であるか。</li> <li>・保証及び保守について、担当者の負担にも配慮した有益な内容であるか。</li> <li>・秘密保持義務や関係法令等の遵守など、事業を適正に実施する取組となっているか。</li> </ul>	20
業務の充実性の評価	提案のコンセプト、ビジョン、特にアピールしたい点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的を理解し、それに沿った実施方針やビジョンが明確で優れているか。</li> <li>・神奈川県の教育の充実につなげようとする姿勢・意気込みがあるか。</li> </ul>	20
経済性の評価	見積額(税込)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての仕様パターンにおいて、1台当たり5.5万円（税込）以下となっているか。</li> <li>・5.5万円（税込）を超えているパターンがある場合に、その理由や対応案が妥当で、かつ、より低価格となるよう努力しているか。</li> </ul>	50